

## 合志市長選挙

告示日 3月9日(日) 投票日 3月16日(日)

問い合わせ先 市選挙管理委員会 ☎(248) 1112

任期満了に伴う合志市長選挙を3月16日(日)に行ないます。市長選挙の立候補に関することや立候補予定者説明会についてお知らせします。

### 市長への立候補制度

#### ●被選挙権

日本国民で満25歳以上であること。本市に住所がなくてもかまいません。

#### ●任期

現在の市長の任期が満了となる日の翌日(4月2日)から4年間となります。

#### ●立候補における供託

市長の立候補届出には、候補者ごとに100万円の現金または国債証書を法務局に預け、その証明書を提出しなければなりません。これを「供託」と言います。供託は、当選を争う意思のない人が売名などの目的で無責任に立候補することを防ぐための制度です。その候補者の得票数が規定の数に達しなかった場合や立候補者が立候補を辞退した場合には、供託金は全額没収され、市に納められます。



## 合志市長選挙 立候補予定者説明会

とき 2月7日(金) 午後2時~  
ところ 合志庁舎2階庁議室

- ・各種届出書類の説明、選挙公営制度、選挙運動の制限などについて説明します。
- ・立候補を予定している人は、必ずご出席ください。
- ・1候補者につき3人以内の出席をお願いします。

●立候補の届出  
合志市長選挙の告示日(3月9日)に受け付けを行ないます。場所・時間は2月号でお知らせします。

## あなたも登録しませんか 登録調査員募集

問い合わせ先 企画課 政策企画班(合志庁舎) ☎(248) 1813

国が実施する統計調査に従事する統計調査員の登録(登録調査員)を随時募集しています。

### 統計調査員の仕事

- ①事務打ち合わせ会(説明会)への出席、調査内容の理解
  - ②担当調査区の範囲と調査対象の確認
  - ③記入依頼・調査票の配布(記入の仕方)の説明
  - ④記入された調査票の回収
  - ⑤集めた調査票の審査・整理
  - ⑥調査票など調査関係書類の提出
- ※調査員には報酬が支払われず。

### 登録要件

- ・市内での調査活動が可能な、原則満20歳以上65歳以下の健康な人。
- ・責任を持って調査事務を遂行できる人。
- ・調査により知り得た秘密を守れる人。
- ・警察、税務、興信所などの業務に従事しておらず、選挙に直接関係のない人。
- ・その他、調査活動に支障のない人。

### 登録方法

「統計調査員登録申請書」に必要事項を記入し、押印のうえ企画課へ提出してください。申請書は市ホームページもしくは企画課にあります。調査員として登録されると、各種統計調査(年数回)の際に、優先して調査業務の依頼を行ないます。※任期はありません。既に登録している人は、再度申請する必要はありません。

### 平成26年度実施予定の主な統計調査

統計調査名	調査期日
労働力調査	毎月末日
経済センサス基礎調査・商業統計調査	7月1日現在
全国消費実態調査	9月、10月、11月
工業統計調査	12月31日現在
農林業センサス	平成27年2月1日現在

※各統計調査の詳細は総務省・経済産業省・農林水産省のホームページなどをご覧ください。

## 人権よもやま話

冬号



人権擁護委員  
桑原 典恵

11月3日、紅葉し始めた山が雨に浮かぶ高森町。高森中学校体育館「すまいるフェスタ」もこのイベントは文化祭、健康づくり推進大会、人権啓発フェスティバルの合同イベントで、地元高森町の人権擁護委員も出席参加しています。

このイベントに阿蘇大津人権擁護委員協議会男女共同参画社会推進部会が招かれ啓発劇を上演するようになり3年になります。今回は「くらしの中の人権」介護と「家庭」と題して、自宅で介護をする時に起こる問題について会場の皆さんと一緒に考えました。ところで、人権擁護委員はどのように決まるのでしょうか。人権擁護委員法では、まず、法務大臣が市町村長に法務局長を通じて候補

者の推薦を依頼し、市町村長はその市町村議会の議員の選挙権を有する住民の中から議会の意見を聞いて候補者を推薦します。次に、法務局長は都道府県弁護士会と同人権擁護委員連合会の意見を聴き、法務大臣が委嘱します。

委員の任期は3年で再任も差し支えなく、7期20年に及ぶ委員もいます。人権擁護委員制度は日本国憲法の基本的な人権の尊重の実現保持のために昭和23年に発足し、現在全国で約1万4千人の委員が活動しています。本市には9人の人権擁護委員がいて、相談や啓発を行ない、また、法務局や連合会・協議会の研修を受け知識や技能の習得を図っています。

私は委員になって7年目になりますが、この間に会った人は数知れませんが、その中にはもしも委員になっていなければおそらく一生出会えなかったと思える人も多く、雨の高森町で劇をすることもなかったでしょう。「人権擁護委員」との出会いに感謝しています。

## こころは

## 消費生活センターです

狙われる認知症高齢者  
リフォーム工事の  
訪問販売トラブル

### 訪問販売トラブル

相談事例 高齢で認知症の母親が、業者に言われるままに家のリフォーム工事を次々と契約していることが、民生委員からの連絡で分かった。近所の人が工事の様子を見て、さまざまな工事のように感じ、近くの民生委員に相談を入れたからである。家の中を探したところ、屋根のふき替え工事のほか外壁塗装や扉の工事などの契約書が出てきた。約2カ月の間に3件、合計350万円の契約をしていた。高額で必要のない工事なので解約したい。

### 解説 住宅リフォーム工事の訪問販売

売に関する相談は、いったん減少したものの平成21年度から再び増加し、認知症高齢者など判断能力が十分な消費者による契約に関する相談も増えています。

本件は「点検商法」という典型的な悪質訪問販売の手法であり、訪問販売には特定商取引法による規制があります。工事が終了していても

クーリング・オフができ、勧誘の際に事実と異なる説明をした場合にも契約取消が可能です。クーリング・オフの場合、工事前の状態に戻すよう求めることもできます。

対策 特に認知症高齢者などの場合、被害が明らかになるまでに時間がかかり、その間に被害が拡大し二次被害に遭うこともあります。家族や身近な人の見守りが不可欠です。

最近では、分割払いではなく「業者から促されるままに金融機関で現金をおろす」や「口座振込」により、一度に全額を支払ってしまうケースも増えています。認知症の症状が見られる場合は、成年後見人制度や社会福祉協議会の日常生活自立支援事業(日常的金銭管理支援)制度を利用するのも一つの方法です。生活状況の変化に注意しましょう。

問い合わせ先 消費生活センター

(合志庁舎2階 総務課)

☎(248) 5442

相談受付時間

平日 午前10時~午後4時

